

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第41号) 平成24年8月10日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0026 島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL: (0856)22-2073 FAX: (0856)24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

残暑お見舞い申し上げます。

今年も昨年同様、猛暑が続いておりますが、皆様、如何お過ごしでしょうか。私は年のせいか、夜は冷房無しでは眠ることができなくなり、梅雨明けの頃はタイマーが切れる度に目が覚めていましたが、遂にタイマーを使うのを諦め、朝まで冷房をすることにしました。お陰で、暑くて目が醒めることはなくなりましたが、風邪を引いて治らなくなっていました。

さて、本年6月で私は益田西ロータリークラブ会長の任期を終えましたが、任期満了間際の6月23日(土)、24日(日)に上演された益田西ロータリークラブ35周年記念事業ミュージカル「とびらのむこうに」(田淵久美子作品)は、両日とも客席数を上回る来客があり、立ち見客がでた程の大成功でした。皆様、ありがとうございました。

これでロータリークラブの方は楽になり、仕事に精を出そうと思いましたが、島根県司法書士会の方で会長が病気で倒れて執務不能となるというアクシデントが発生したため、副会長である私は個人の仕事どころではなくなっていました。

今年前半の我が家のビッグニュースと言えば5月1日のメーデーに、長男翔に娘が誕生し、私がお祖父さんになってしまったことです。新しい家族の名前は「姫菜」(ひな)と言います。生まれた直後のゴールデンウィークに会いに行った他、その後3回の東京出張の際にも会っています。

皆様のご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。

民法改正について

昨年成立した改正民法が本年4月1日から施行されました。その主な内容は、親権の喪失制度の見直しと未成年後見制度の見直しです。この民法改正は、親による子供への虐待を防止し、子供の権利を守るために、親権を一時停止する制度を新設する他、法人または複数の未成年後見人を選任することができるようになりました。

従来は不適當な親に対しては、親権を完全になくしてしまうという親権喪失制度しかありませんでしたが、新民法では2年以内の期間を定めて親権を停止するという親権停止制度が新しく加わりました。これにより無期限の親権喪失制度よりも利用しやすいものになりました。また、親権の喪失原因や、親権の一部である子の財産管理のみの喪失である管理権の喪失原因、親権喪失等の請求権者も見直され、一般的には広く認められるようになりました。

これまでは未成年後見人は一人でなければならず、法人が未成年後見人になることはできませんでした。しかし、今回の改正により、複数の後見人が付いたり、法人が後見人になることができるようになりました。また、これまでは里親等に委託中の子供や一時保護中の子供については親権を代行する者がいませんでしたが、改正法では児童相談所長が親権を代行することになりました。

その他、これまでは離婚後に子を監護しない方の親が子供に会う面会交流について定めた規定はありませんでしたが、改正により離婚後の子の監護に関する事項として面会交流についても当事者の離婚協議または家庭裁判所で定めることができるようになりました。

夏期休業のお知らせ

当事務所では、下記のとおり、夏期休業を実施いたします。なお、休業中も事務所の電話は自宅へ転送されていますので、お急ぎの方に限り、事務所（22-2073）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありません。

夏期休業　　8月11日（土）～8月16日（木）